

尾鷲市特定健診受診率向上対策業務委託に係る プロポーザル募集要項

1. 趣旨

本市の令和5年度の特定健康診査の受診率は39.7%であり、国の設定する全保険者の受診率70%という目標値との乖離は大きい。目標値の達成のためには、本市において今までにない試みが必要であり、データ活用による特定健診の未受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、確実に実施することを目的とする。このため、業務実施に対して提案を受け、委託業務の履行に最も適した受託候補者を選定するため、提案審査を実施する。

2. 業務概要

(1) 業務名

特定健診受診率向上対策業務委託

(2) 委託する業務内容、期間

別紙、「尾鷲市特定健診受診率向上対策業務委託 仕様書」のとおり

(3) 提案上限額

業務委託費用：4,180,000円（税込）

ただし、上記は、履行期間満了までに要する上限額とし、上限額を超える額で提案したものは失格とする。

(4) 選定方式

企画提案書等による公募型プロポーザル方式とする。

(5) 契約方法

選定のうえで、随意契約とする。

3. 参加手続き等

(1) 参加表明書の提出

この提案審査に参加を希望する場合は、次のとおり参加表明書（様式1）を提出しなければならない。

- ① 参加資格 プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等（以下「法人等」という。）であって、次のアからケまでの条件を満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 尾鷲市物品・物件等入札参加資格者名簿に登録されていて、かつ、取扱商品メーカー等調書に「37-4 その他 業務委託」に記載のある者で、特定健診等データ分析、受診勧奨通知の作成・発送業務を行える者。

ウ 尾鷲市物品・物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止等を受けている期間中でない者。

エ 役員に、次のいずれかに該当する者がいないこと。

（ア）破産者で復権を得ない者

（イ）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

オ 次のいずれかに該当する者でないこと。

（ア）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法

第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)

(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者を除く。)

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号及び尾鷲市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成21年告示第28号)第2条第9号、第10号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

キ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

ク プロポーザル参加申込み時点で、国税及び地方税の滞納がないこと。

ケ 契約締結後の連絡調整や緊急時の体制が速やかに整えられる者であること。

② 提出期限 **令和7年5月23日(金)午後2時必着**

③ 提出方法 簡易書留郵便又は一般書留郵便のいずれかの方法により、提出期限までに到達するように郵送してください。提出期限を過ぎて到達した参加表明書は、いかなる事由があっても受理しません。また、指定方法以外で送達されたもの(直接送達されたもの、普通郵便、宅配業者によるメール便等)及び持参による場合も一切受理しません。

④ 提出場所 尾鷲市 市民サービス課 国民健康保険係(担当:芝山)

(2) 参加を辞退する場合

参加表明書提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届(様式2)を市民サービス課へ事前に電話連絡のうえ、簡易書留郵便又は一般書留郵便のいずれかの方法により提出すること。

なお、既に提出された書類は返却しない。

4. 募集要項、仕様書に対する質疑及び回答

質疑がある場合は、質疑書(様式3)を市民サービス課へ提出すること。質疑書(様式3)以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

(1) 質疑書の提出

① 提出期限 令和7年5月23日(金)午後2時必着

② 提出方法 電子メールにて提出すること。提出する場合は、必ず電話で受信確認を行ってください。

③ 提出場所 尾鷲市 市民サービス課 国民健康保険係(担当:芝山)

E-mail:kokuho@city.owase.lg.jp

(2) 質疑書の回答

質疑に対する回答は、競争上の地位その他利害を害する恐れのあるものを除き、参加表明書を提出した参加者全員に対して、令和7年5月30日(金)まで随時、電子メールにて回答する。

5. 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出

参加表明書を提出し、提案審査に参加する者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。提案は1社1案とし、提案審査については1社あたり30分程度のプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。また、企画提案書には別紙5審査基準の二次審査評価項目等の内容が必ず明記されていることとする。

① 提出書類

ア 企画提案書(別紙5審査基準の二次審査評価項目等の内容を含む) 6部

イ 受診勧奨通知サンプル 6部

- ウ 見積書（別紙様式 4） 1 部
- エ 納税証明書（未納がない証明）又は完納証明書 1 部
- ④ 提出期限 **令和 7 年 6 月 9 日（月）午後 2 時必着**
- ③ 提出方法 簡易書留郵便又は一般書留郵便のいずれかの方法により、提出期限までに到達するように郵送してください。提出期限を過ぎて到達した企画提案書等の提出書類は、いかなる事由があっても受理しません。また、指定方法以外で送達されたもの（直接送達されたもの、普通郵便、宅配業者によるメール便等）及び持参による場合も一切受理しません。
- ④ 提出場所 尾鷲市 市民サービス課 国民健康保険係（担当：古戸）
- ⑤ その他
- ア 参加表明書を提出した場合であっても、提出期限内に企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとする。
- イ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ウ 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- エ 企画提案書等の作成、提出等の提案審査への参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。
- オ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権等その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。
- カ 納税証明書（未納がない証明書）又は完納証明書については、
- ・ 尾鷲市に生活の本拠を有する個人
 - ・ 尾鷲市に事業所又は営業所等を有する法人
- については、尾鷲市が発行する市税の納税証明書（未納のない証明書）
- それ以外の者については、国税の納税証明書（個人：その 3 の 2、法人：その 3 の 3）
- なお、発行後 3 ヶ月以内のもので複写も可能とする。
- キ 別紙 5 審査基準についての質問は受け付けない。

6. 選定方法等

- (1) 提案審査による受託候補者の選定
- 提出された企画提案書等によるプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施し、受託候補者を選定する。
- (2) 審査項目
- 別紙 5 審査基準のとおり
- (3) 提案審査の日程等
- 提案審査についてはプレゼンテーション及びヒアリングを実施することとする。
- ・ 一次審査（事務局）：提出書類の確認（5.（1）①ア～エ）
提出書類の内容確認（5.（1）①ウ、エ）
- 一次審査において不備が見受けられた場合には、二次審査は行わず、その時点で失格とする。
- ・ 二次審査（選定委員）：企画提案書等による内容審査
- ① 日 時 **令和 7 年 6 月 1 6 日（月）午後 2 時～**
- ② 場 所 **尾鷲市役所 2 階会議室**
- ③ 出席者 1 応募者 2 名以内
- ④ 実施時間 1 応募者 3 0 分以内
(企画提案書説明 2 0 分、質疑応答 1 0 分以内)
- ⑤ そ の 他 必要に応じてプロジェクター、スクリーンは尾鷲市で準備する。ただし、その他必要な機器等は提案者が準備すること。

(4) 評価方法

評価基準により評価し、総評価得点が最上位の者を受託候補者として決定する。ただし、同点となった場合は、各選定委員から最高得点を最も多く獲得した事業者を受託候補者とし、最高得点の獲得数も同数となった場合は、選定委員長が協議のうえ決定するものとする。

なお、得点は、最低基準点を設け、選定委員各員の評価の得点が、満点の6割に満たない場合は候補者として選出しないものとする。

7. スケジュール

令和7年	5月23日	参加表明書（様式1）の提出期限
	5月23日	質疑締切り（5月30日まで随時回答）
	6月9日	企画提案書等の提出期限
	6月16日	提案審査
	6月下旬	受託候補者決定及び契約
	6月下旬	市と受託候補者との協議開始
	6月下旬	業務開始

8. その他

- (1) 本業務提案に要する費用については、応募者の負担とする。
- (2) 提出のあった提出物については、返還しない。
- (3) 受託者は、業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (4) 受託者は、業務遂行にあたり中立を保持し、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 提出された企画提案書等は、尾鷲市情報公開条例（平成11年尾鷲市条例第16号）に基づく開示請求の対象となる。

9. 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒519-3696

尾鷲市中央町10番43号

尾鷲市 市民サービス課 国民健康保険係（担当：芝山）

TEL 0597-23-8193 FAX 0597-23-8165 電子メール: kokuho@city.owase.lg.jp